

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金

原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内中小企業者等の生産性向上等を支援します!

補助制度の概要

裏面に制度の概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

補助対象となる取組

補助対象事業	取組例
生産性向上 (高付加価値化・効率化)	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術等を活用した業務改善の取組 生産の効率化等のための取組 新商品開発や販路開拓等の売上向上につながる取組

対象事業のイメージ



生産管理システム導入による業務効率化



多機能調理設備の導入による新商品の開発



業務用高性能掃除機の導入による作業効率化



現場でのPCタブレット活用による作業時間短縮

防犯システム導入による省人化

※中古製品で見積合せが難しい場合は一者選定理由書を提出してください。

公募期間

1次募集：令和8年3月24日(火)～4月24日(金)

※2次募集：令和8年6月中旬予定

※1次募集で予算の上限に達した場合は、2次募集を行いません。

※申請状況については、佐賀県産業イノベーションセンターHP等でご確認ください。

※佐賀県の令和7年度2月補正予算が成立した場合に実施する事業です。2月定例県議会での議決後に募集を開始します。

※詳細決定次第、佐賀県産業イノベーションセンターHP等でお知らせします(3月上旬頃のお知らせを予定しています)。

事業の実施期限

事業実施期間は交付決定の日から令和8年11月15日までです。

補助対象経費は交付決定日以降に発生した経費に限り補助対象とします。

※やむを得ない事情により上記期限までに完了しない場合は、申出書の提出により11月30日まで期限延長が認められます。

補助制度の概要

項目	賃金UP支援枠	単身事業者支援枠
対象者	佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者等。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。 ①農林漁業者※ ②医療福祉業者※ ③常時使用する職員がいないCSO ※（農林漁業者・医療福祉業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象）	佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者等。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。 ①農林漁業者※ ②医療福祉業者※ ③常時使用する職員がいないCSO ※（農林漁業者・医療福祉業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象）
従業員	常時使用する従業員が1名以上いる	常時使用する従業員がいない
要件	以下の全ての項目を満たす事業者。 ①令和6年10月18日から実績報告までに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ、引き上げに伴う賃金を支給していること。※1※2 ②令和7年11月21日から実績報告までに、事業場内最低賃金を1,030円以上にしていること。 ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと。 ※1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。 ※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。	以下のいずれかに該当する者。 ①令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較し10%以上減少していること ②令和5年10月～令和8年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額※3が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること ③直近の決算書の営業利益額※4が過去4年度のいずれかの決算書の営業利益額と比較して3%以上減少していること ※3 粗利益額とは、売上高から次のものを減じた金額をいう。 ①製造業にあっては製造原価 ②卸売業及び小売業などその他の業種にあっては売上原価 ※4 営業利益額は、粗利益から販売費及び一般管理費を減じた金額をいう。 ★令和5年8月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする。
補助金額	補助対象経費（税別）× 補助率（千円未満切り捨て）	
補助率	3分の2以内 ただし、 R6.10.18以降10%以上の賃上げを実施（予定）している事業者 または伝統的地場産品製造事業者等については、4分の3以内	3分の2以内 ただし、伝統的地場産品製造事業者等については、4分の3以内
補助金の上下限額	①小規模事業者（個人） 1事業場に付き15万円～200万円 ②小規模事業者（法人） 1事業場に付き30万円～200万円 ③中小企業 1事業場に付き50万円～200万円 上記区分に関わらずR6.10.18以降10%以上の賃上げを実施（予定）している事業者は上限400万円	①個人 15万円～120万円 ②法人 30万円～120万円

詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください。

※詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください。